

## 武豊町指名停止等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町が発注する建設工事等（建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務）及び物品の製造等（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）の契約の相手方として不適切な者を排除し、適切な業者選定をするために、武豊町入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指名停止 有資格業者が、別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するため、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、期間を定め、指名の対象から除外する措置をいう。
- (2) 指名見合せ 有資格業者が、一定の要件に該当する疑いがあると認められ、工事等の契約の相手方とすることが不相当として、指名の対象から除外する措置をいう。
- (3) 指名停止等 指名停止及び指名見合せをいう。

(指名停止等決定機関)

第3条 指名停止等は、武豊町建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）又は武豊町物品調達調査会（以下「調査会」という。）において決定する。

2 前項及び第18条の決定に関しては、建設工事等（建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務）で発生した事案にあつては審査会の、物品の製造等（物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等）で発生した事案にあつては調査会の決定をもって、各決定機関の決定に代えるものとする。

(指名停止の要件及び期間)

第4条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、当該有資格業者に対して別表各号に定めるところにより、期間を定め指名停止を行う。

2 前項の場合において、指名停止の期間は、3年を超えることができない。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなきときは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

2 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止期間の範囲内で指名停止を行う。

3 指名停止に係る有資格業者を構成員とする共同企業体については、当該構成員の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

(指名停止期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに掲げる期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間（2年を超えるときは2年）とする。ただし、別表第2第1号に定める期間は除く。

(1) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3第1号から第4号までの措置要件に係る指名停止の期間中、又は当該期間の満了後3か年を経過するまでの間に、別表第3第1号から第4号までの措置要件に該当することとなったとき。

(3) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなったとき（前1号、2号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、2年を限度として指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、別表第3の第1号から第4号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間（2年を超えるときは2年）から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第7条 第4条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は町の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この要領において同じ。）が、談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないと

の誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第3第2号又は第4号に該当したとき。

(2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第3第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(3) 町又は他の公共機関（名古屋港管理組合及び愛知県の出資した公社を除く。以下この要領において同じ。）の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項。以下この要領において同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項。以下この要領において同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第3第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名見合せ）

第8条 有資格業者が、別表各号に掲げる措置要件に該当する疑いがあると認められる場合において、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるときは、当該有資格業者について指名見合せを行う。

2 第5条の規定は、前項の場合にこれを準用する。

3 指名見合せを行った事案について、当該指名見合せに係る有資格業者の責に帰すべき事由がないと認められるとき、又は措置後、相当の期間を経過したときは、指名見合せを解除する。

4 指名見合せの期間は、当該事案の指名停止期間に通算することができる。

（指名の取消し）

第9条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者に対して指名しているときは、必要に応じて当該指名を取消すものとする。

（指名停止の通知）

第10条 指名停止、指名停止の期間の変更又は指名停止の解除を行ったときは、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 前項の規定により指名停止の通知をする場合は、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 指名停止の措置期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別な事由がある場合において、発生事案を協議した決定機関の承認を得たときはこの限りではない。

（下請等の禁止）

第12条 契約担当課は、指名停止の期間中の有資格業者が工事等の一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

（記録）

第13条 指名停止後、指名停止の期間の変更を行ったときはその決定内容を指名停

止（指名見合せ）決定書により記録しなければならない。

（事件の報告）

第14条 第4条及び第7条に該当する事案の発生を知った者は、直ちに係る工事等名、工事等場所、発生日時、発生場所及び事案の内容を審査会長又は調査会長に報告するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第15条 指名停止を行わない場合において、必要であると認めるときは、当該有資格者に対し、文書又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（関係機関への通知）

第16条 指名停止、指名停止の期間の変更又は、指名停止の解除を行ったときは、その旨を関係機関へ通知するものとする。

（庶務）

第17条 指名停止及び指名見合せの庶務は、総務部総務課が行うものとする。

（その他）

第18条 この要領に定めのない事項については、審査会又は調査会において決定するものとする。

附 則

1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

2 武豊町建設工事請負業者指名停止等取扱内規（昭和54年10月11日）は廃止する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の武豊町指名停止取扱要領の規定は、平成25年4月1日以降に行う指名停止に係るものから適用し、同日前の指名停止に係るものについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 武豊町物品製造等指名停止取扱要領は廃止する。
- 3 改正後の武豊町指名停止取扱要領の規定は、平成30年4月1日以降に行う指名停止に係るものから適用し、同日前の指名停止に係るものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 武豊町内において生じた事故等の措置基準

措 置 基 準	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 町(町が出資した団体を含む。)と締結した契約に係る建設工事等及び物品の製造等(以下この表及び別表第3において「町発注工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加申請書、及びその他入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>(契約の締結又は履行の妨害)</p> <p>2 町発注工事等の契約の締結又は履行することを相当の期間妨害したとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(監督又は検査の妨害)</p> <p>3 町発注工事等の契約に係る契約担当者の監督又は検査を妨害したとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(粗雑履行工事等)</p> <p>4 町発注工事等の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>5 町発注工事以外における工事等(以下この表において、「一般工事等」という。)の契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>6 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 2週間以上 6か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>7 町発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 6か月以内</p>
<p>8 一般工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>9 町発注工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 2週間以上 4か月以内</p>
<p>10 一般工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 2週間以上 2か月以内</p>

別表第2 贈賄の措置基準

措 置 要 件	期 間
1 次のイ又はロに掲げる者が、町の職員（法令等により公務に従事する、議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む、以下この表において同じ。）に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した翌日から
イ 有資格者である個人、有資格者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下この表及び別表第3において「役員等」という。）	2 4 か月
ロ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下この表及び別表第3において「使用人」という。）	2 4 か月
2 次のイ又はロに掲げる者が、本町以外の県内の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した翌日から
イ 役員等	3 か月以上 9 か月以内
ロ 使用人	1 か月以上 3 か月以内
3 次のイ又はロに掲げる者が、県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した翌日から
イ 役員等	3 か月以上 9 か月以内
ロ 使用人	1 か月以上 3 か月以内

別表第3 不正行為等の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>1 本町以外において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき</p>	<p>当該決定をした翌日から 12か月以上 24か月以内</p>
<p>2 町発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 18か月以上 24か月以内</p>
<p>(談合又は競売入札妨害)</p> <p>3 本町以外において、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、本町以外において、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した翌日から 12か月以上 24か月以内</p>
<p>4 町発注工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した翌日から 18か月以上 24か月以内</p>
<p>(建設業法その他の業務関連法令違反行為)</p> <p>5 本町以外において、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の業務関連法令に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>6 町発注工事等に関し、建設業法その他の業務関連法令に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 2か月以上 9か月以内</p>
<p>(不当要求行為等)</p> <p>7 武豊町不当要求行為等対策要綱第2条に規定する不当要求行為等を行ったと認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から 1か月以上 9か月以内</p>
<p>(暴力的不当行為等)</p> <p>8 次の(1)から(9)のいずれかに該当するもので契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該決定をした翌日から</p>
<p>(1) 有資格業者の役員等が、集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。</p>	<p>12か月</p>

(2) 有資格業者の役員等が自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	1 2 か月
(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	6 か月以上 1 2 ヶ月以内
(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	6 か月以上 1 2 か月以内
(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3 か月以上 1 2 か月以内
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6 か月以上 1 2 か月以内
(7) 資格者である個人又は資格者の役員若しくはその使用人が業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1 か月以上 1 2 か月以内
(8) 有資格業者が、町の発注する工事の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と下請契約を締結したとき。	3 か月以上 6 か月以内
(9) 有資格業者が、町の発注する工事の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる資材会社等から資材、原材料等を購入したり、産業廃棄物処理施設を使用したとき。	3 か月以上 6 か月以内
(成績評定結果による不良・不適格業者) 9 有資格業者の成績評定点の平均点が過去 2 年連続して 5 0 点未満の評定点となったとき。	3 か月
(不正又は不誠実な行為) 10 別表 1、別表 2 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該決定をした翌日から 1 か月以上 9 か月以内
11 別表 1、別表 2 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は、有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該決定をした翌日から 1 か月以上 9 か月以内
(その他重大な事案) 12 別表 1、別表 2 及び前各号に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格業者が、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会又は調査会で決定

## 武豊町指名停止等取扱要領の運用

### (第5条関係)

- 1 共同企業体の構成員に対して指名停止を行うときは、原則として共同企業体の指名停止期間と同一期間を構成員の指名停止期間とする。
- 2 共同企業体に対して指名停止を行うときは、原則として構成員の指名停止期間と同一期間を共同企業体の指名停止期間とする。

### (第7条関係)

- 1 贈賄の場合は、原則として逮捕で見合せを行う。
- 2 指名見合せの解除要件のうち「相当期間」とは、原則として当該事案に関する指名停止の短期を経過したときとする。
- 3 逮捕により指名見合せを行った場合において、不起訴（執行猶予を含む）となったときは、原則として「責に帰すべき事由がないと認められるとき」に該当するものとする。

### (第9条関係)

- 1 指名の取消しの対象は、原則として別表1、別表2及び別表3に掲げる事案とし、契約担当課は、事前に入札辞退しない者について、武豊町建設工事等関係入札者心得書に基づき取消し通知を発するものとする。
- 2 指名見合せの場合は、指名停止に準じて入札辞退を求めるものとする。

### (第10条関係)

町長は、原則として当該年度又は前年度において指名実績のある有資格業者に対し、書面で通知するものとする。ただし、指名見合せに係る通知は、原則として入札辞退を求める場合に行うものとする。